

令和8年度

鞍馬山国有林森林整備事業(造林)

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書(案)
 - 可分事業内訳書
 - 作業仕様書
 - 特記仕様書
 - 作業位置図
 - 請負事業事故報告書
- 2 契約情報の公表様式
- 3 入札者注意書
- 4 現場説明会集合場所位置図

京都大阪森林管理事務所

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 鞍馬山国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 京都府京都市 鞍馬山国有林4ほ林小班外
- 3 事業量 地拵 1.91 ha
植付（新植） 1.91 ha
防護柵新設 1.18 km
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和9年3月5日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）額
金 円也）
〔注〕 「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条
第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に
基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
	部分払	回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当無し				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条は、別紙可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。
- (4) 記番ごとの事業期間は可分事業内訳書による。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年5月20日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 野澤 智明 印

請負者 住 所

氏 名 印

〔注〕 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に

生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

鞍馬山国有林森林整備事業（造林）

作業種	森林事務所	事業期間	記番	国有林・林小班	数量	単位	備考
地拵	上賀茂	契約締結の翌日 ～ 令和9年3月5日	1	鞍馬山4ほ	0.26	ha	全刈存置
			2	鞍馬山5い	0.09	ha	全刈筋置
			3	鞍馬山5ろ	1.56	ha	全刈筋置
			計				1.91
植付 (新植)	上賀茂	契約締結の翌日 ～ 令和9年3月5日	4	鞍馬山4ほ	0.26	ha	
			5	鞍馬山5い	0.09	ha	
			6	鞍馬山5ろ	1.56	ha	
			計				1.91
防護柵 新設	上賀茂	契約締結の翌日 ～ 令和9年3月5日	7	鞍馬山4ほ	0.40	km	
			8	鞍馬山5い外	0.78	km	
			計				1.18

作業仕様書総則

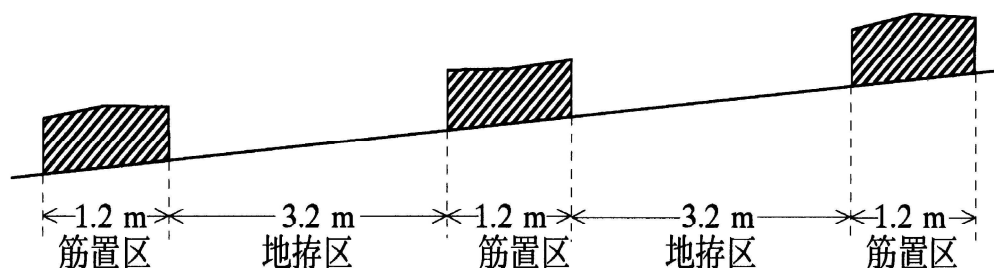
- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

地拵仕様書（全刈）

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあつて、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の保残）

- 3 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 4 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

植付仕様書

(苗木の管理・取扱い)

- 1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意する。
なお、獣害被害の恐れがあり、植付場所近くでの保管が困難な場合は、当日の植栽木のみ搬入するなど対策を講じること。
- 2 苗木の取扱いは丁寧にし、根鉢やポットの損傷等がないように注意する。
- 3 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

(植付要領)

- 4 植付樹種、植付本数は別紙苗木購入仕様書のとおりとする。
- 5 保残・自生しており今後も成長が見込まれる高木性広葉樹等がある区域は、監督職員の指示に基づき植栽密度の調整を図ること。
- 6 ポット苗の植付にあたっては、地中の木本類の根が切断され、ポット根鉢部が完全に土中に埋没できるように大きめに植穴を掘ることとし、植穴中の根、枝条等は取り除くこと。
また、植付苗木の根鉢部を軽く揉みほぐし、植穴に苗木を垂直になるよう据え付け、土を入れること。
- 7 コンテナ苗の植付にあたり、植穴掘りをする場合は、植穴の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置くこと。
植栽器具を使用する場合は、植付地点に挿し込み、直径約5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくること。
- 8 踏み付けは、体重を少しかける程度で押さえること（根鉢を潰さないように留意すること。）。
なお、根鉢部の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面となる。
- 9 植付苗木の乾燥害防止のため、根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。
また、表流水により根元部の洗掘が発生しないよう留意すること。

(その他)

- 10 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	規格	数量(新植)	備考
アカガシ	苗長50cm以上	51 本	ポット苗・地域性苗木
イロハモミジ	苗長50cm以上	333 本	ポット苗・地域性苗木
ウリカエデ	苗長50cm以上	90 本	ポット苗・地域性苗木
オオモミジ	苗長50cm以上	135 本	ポット苗・地域性苗木
コハウチワカエデ	苗長50cm以上	60 本	ポット苗・地域性苗木
ケヤキ	苗長50cm以上	450 本	ポット苗・地域性苗木
カスミザクラ	苗長50cm以上	30 本	ポット苗・地域性苗木
ヤマザクラ	苗長50cm以上	386 本	ポット苗・地域性苗木
コナラ	苗長50cm以上	120 本	ポット苗・地域性苗木
ミズナラ	苗長50cm以上	222 本	ポット苗・地域性苗木
ガマズミ	苗長50cm以上	180 本	ポット苗・地域性苗木
コバノガマズミ	苗長50cm以上	180 本	ポット苗・地域性苗木
ナナカマド	苗長50cm以上	107 本	ポット苗・地域性苗木
ヤブムラサキ	苗長50cm以上	237 本	ポット苗・地域性苗木
ムラサキシキブ	苗長50cm以上	239 本	ポット苗・地域性苗木
ヤシャブシ	苗長50cm以上	309 本	ポット苗
ヤマハンノキ	苗長50cm以上	303 本	ポット苗
ウラジロガシ	苗長50cm以上	162 本	ポット苗・地域性苗木
モミ	苗長50cm以上	105 本	ポット苗・地域性苗木
ヒノキ	苗齢2年生以上、 苗長35cm以上、根本径 3.5mm以上、根鉢部150cc	121 本	コンテナ苗
合計		3,820 本	

※地域性苗木とは、当該地に自生する上記樹種と遺伝的連続性が認められる苗木をさす。

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 地域性苗木は、京都府、または近畿圏に自生する樹種から種子採取し育苗したものの。
- (2) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (3) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (4) 根鉢部は、全体に根が回っており、硬く締まっていること。また適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

- 3 苗木購入にあたって、上記1、2の条件に基づく苗木を購入すること。また、ポット苗については、産地系統が明らかな優良苗木を購入すること。コンテナ苗については、業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。
- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量等必要事項を生産事業者等発行の荷札等で明示すること。
- 5 苗木の梱包について、コンテナ苗は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。
 - (1) 梱包作業は、直射日光を避けて行うこと。また苗木は、雨や露で濡れていないこと。
 - (2) 乾燥を防止するため湿らせた新聞紙等で根を包み結束する。また、根鉢が崩れないうよう10本単位程度に結束すること。
 - (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。
- 6 苗木は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。また、苗木荷札等は監督職員に提出すること。
- 7 コンテナ苗の、林業種苗法第24条第1項に基づく農林水産大臣の指定する種苗の配布区域について、本事業箇所はスギが第5区、ヒノキが第2区である。
- 8 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けること。

(支柱の選定)

- 2 支柱は原則として生立木を利用するものとし、胸高直径6 cm以上で根張りの良い木を利用するものとする。このような木がない場合や立木の間隔が5 mを超える場合は支柱を使用するものとする。生立木を利用する場合は別途定める特記仕様書を参照すること。
- 3 生立木を利用する場合は、立木に釘、針金等立木を損傷させるもので固定しないこと。

(支柱の固定)

- 4 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 5 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植付区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置すること。
- 6 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定すること。(別図1)
- 7 全ての支柱(出入口に設置する可動支柱を除く)に控えロープを設置し、支柱及び柵の安定を図ること。(別図2)

(ネット下部の固定)

- 8 ネットと地面とに隙間をつくらぬよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定すること。
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 9 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 10 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 11 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 12 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 13 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(スカートネット)

- 14 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、根株等に針金や釘で固定する。(別図3)

(出入口の設置)

15 監督職員の指示により、支柱等を利用し、別紙作業位置図に図示した箇所に出入口を設置すること。

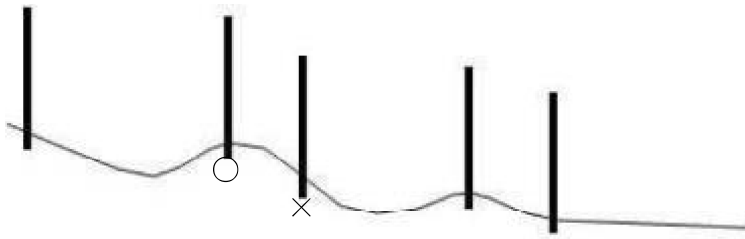
なお、作業道・歩道との関連により位置が変更になる場合があるため、必ず監督職員の指示により設置すること。

(その他)

16 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

(別図 1)

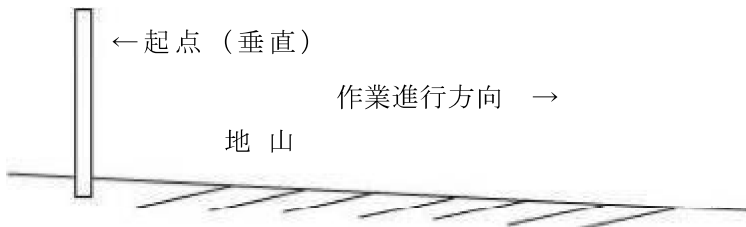
支柱の設置箇所



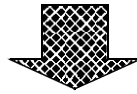
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

(支柱の間隔はネットの場合 4～5 m、金網の場合 2～2.5mとする)

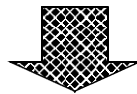
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



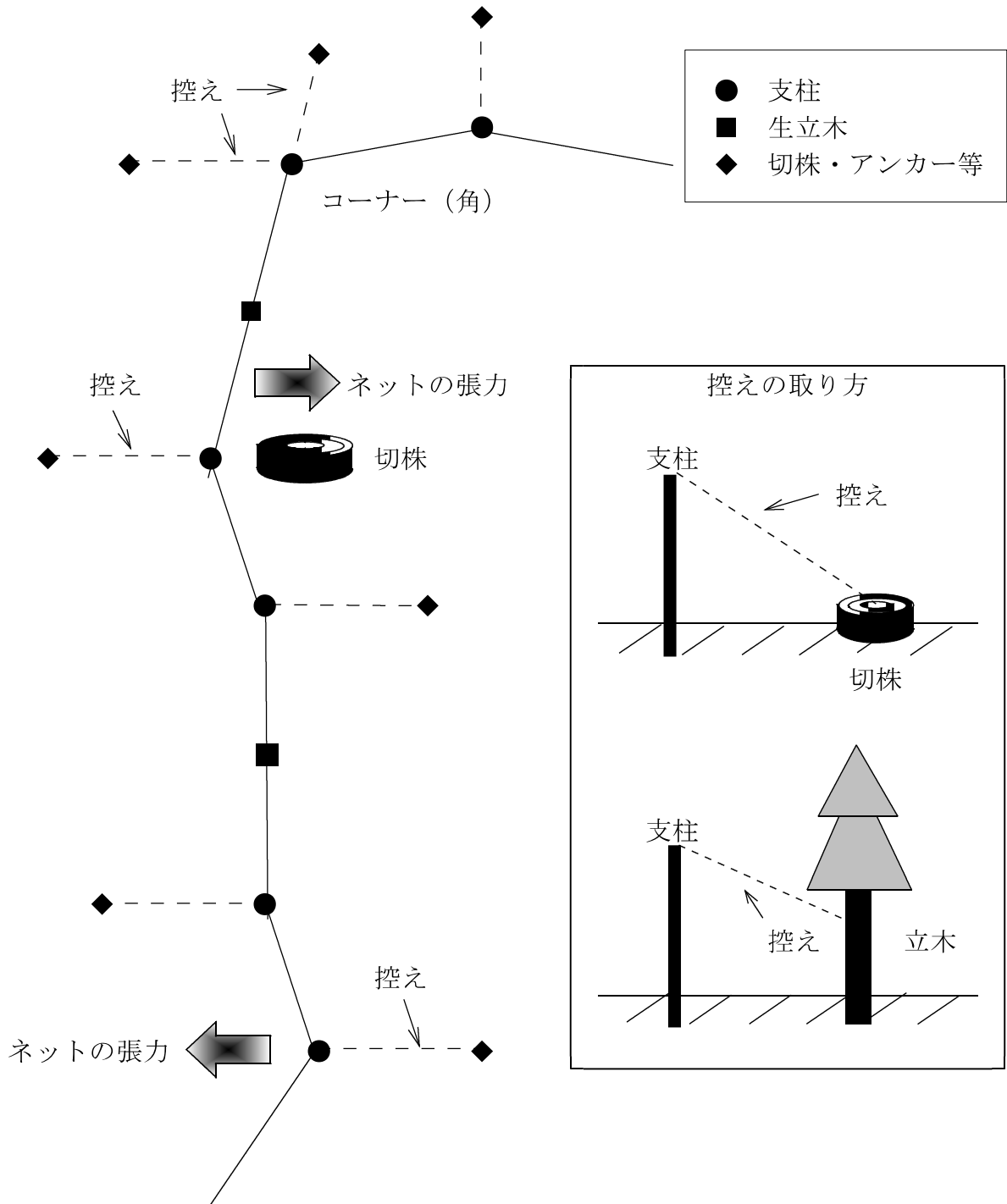
張ロープ・柵保護線



ロープ・柵保護線の張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

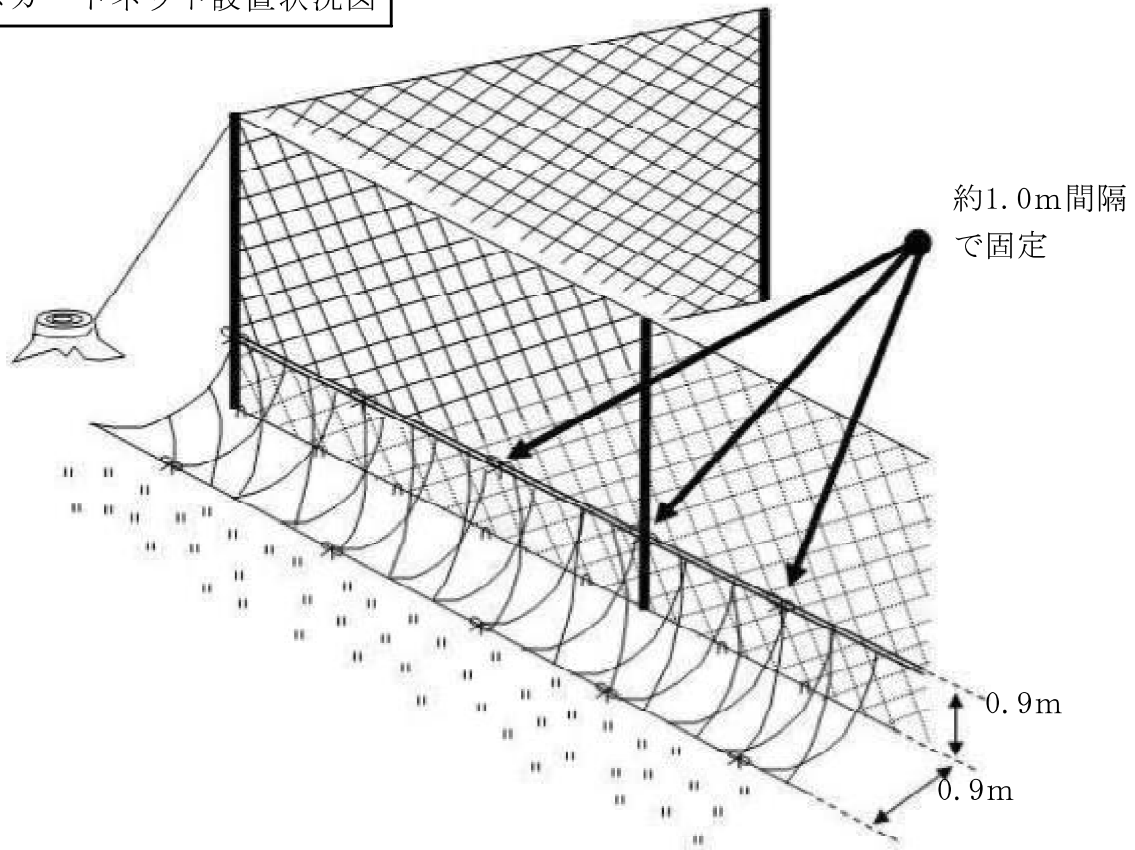
(別図2)

控えロープ (ネット)・控え線 (金網) の設置方法

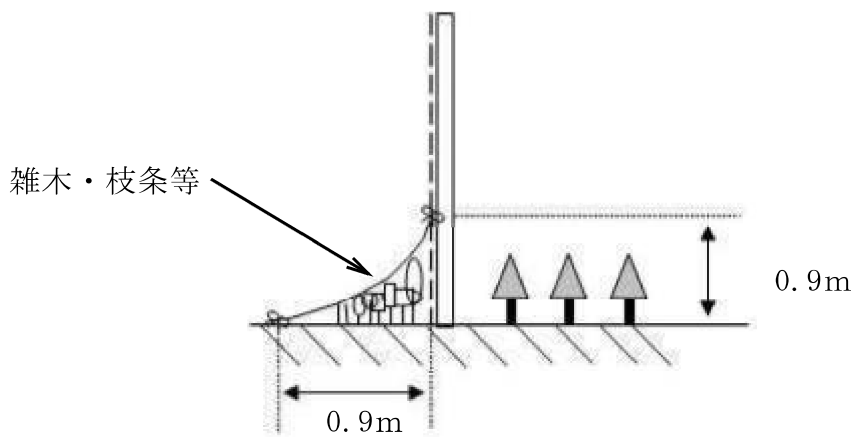


(別図3)

スカートネット設置状況図



側面図



- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約0.9m部に、約1.0m間隔（1.0mに1カ所）で結束バンド等により固定する。
下部は防護柵から約0.9m離して約1.0m間隔で結束バンド等により、隙間ができないように、周囲の根株等に固定する。
- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

防護柵物品購入仕様書

(防護柵物品の規格)

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

なお、事業完了時資材が余った場合は、すべて国に帰属するものとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	高さ1.8m×50m以上 PE200d×120本又はPE400d×60本以上 ステンレス線0.29mm×4本又は0.19mm×8本以上 100mm目合い	24 枚	1,180m設置 :支柱・立木混合区間 1,180m
侵入防止網用上張りロープ	PP又はPE・φ8.0mm以上×55m	22 巻	
侵入防止網用下張りロープ	PE・φ8.0mm以上×55m	22 巻	
ウサギ防止用スカートネット	PE・高さ1.35m以上×50m・50mm目合い	24 巻	
ウサギ防止用かがりロープ	PE・φ4.0mm以上×55m	44 巻	
立木括り付けロープ(上)	PE・φ8.0mm以上×55m	15 巻	
立木括り付けロープ(下)	PE・φ4.0mm以上×55m	15 巻	
プラスチックアンカー	ABS又は同等かそれ以上・長さ400mm以上	2,360 本	1 m毎に1本設置 ・支柱間(4 m)設置本数 本体ネット4本 スカートネット4本
セパレート式支柱上部	鉄又はFRP・φ33mm以上・高さ1.8m以上	103 本	4 m毎に1本設置 簡易扉を含む
セパレート式支柱基礎部	支柱上部に適合するもの	98 本	4 m毎に1本設置 簡易扉を含む
支柱用キャップ	支柱先端に固定し、上張りロープの弛みを調節できるもの	103 個	
沈み込み防止プレート	支柱の沈み込みを防止できるもの	98 枚	
支柱用控えロープ	PE・φ6.0mm以上×55m	11 巻	固定支柱1本毎に1本設置
支柱控えアンカー	鉄・10mm×600mm	98 本	
結束バンド	耐候性・200mm以上・100本入/袋	27 袋	支柱1本あたり侵入防止網を3箇所固定 スカートネット上部は侵入防止網に1m毎に固定

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。

4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

(その他)

5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。

6. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

(植付樹種の配置)

- 1 植付作業の着手にあたっては、事前に、現地の地形や土壌条件、傾斜の向き、景観への配慮を勘案して植付樹種の配置を決定の上、「樹種配置計画図」（縮尺 500 分の 1 以上）を作成し、監督職員へ提出、確認を受けること。
- 2 監督職員の確認を受けた「樹種配置計画図」に基づき、植付作業を行うこと。
なお、「樹種配置計画図」提出後、植付樹種の配置を変更する場合は、事前に監督職員へ相談すること。
- 3 植付作業完了後は、「樹種配置出来高図」（縮尺 500 分の 1 以上）を作成し、提出すること。
なお、植付場所は別紙位置図のとおりとする。

(実行記録写真の整理)

- 4 実行記録写真の整理方法は、造林事業請負実行管理基準（以下、「管理基準」という。）に定める四ツ切以上のアルバム以外に、A 4 サイズの工事用アルバムも可能とする。
なお、四ツ切以上のアルバムの場合は台紙下欄に、A 4 サイズの工事用アルバムの場合は写真横の記載欄に管理基準に定める記述を行うこととし、この編纂にあたっては第三者にも事業実施経過が理解できるよう努めること。

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 5 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 6 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

(交通規制)

- 7 交通規制が行われる時期があることから、許可手続きについて対応すること。

特記仕様書（熱中症対策に資する現場管理比率等の補正の試行について）

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）または暑さ指数（WBGT値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。

なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員に事業日報及び計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(\%)}$$
 ※補正係数は1.2とする。

特記仕様書（安全確保に資する衛星携帯電話の利用について）

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。
- 4 請負者は、監督職員が3による衛星携帯電話の通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更または利用を中止するものとする。
- 5 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。

なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

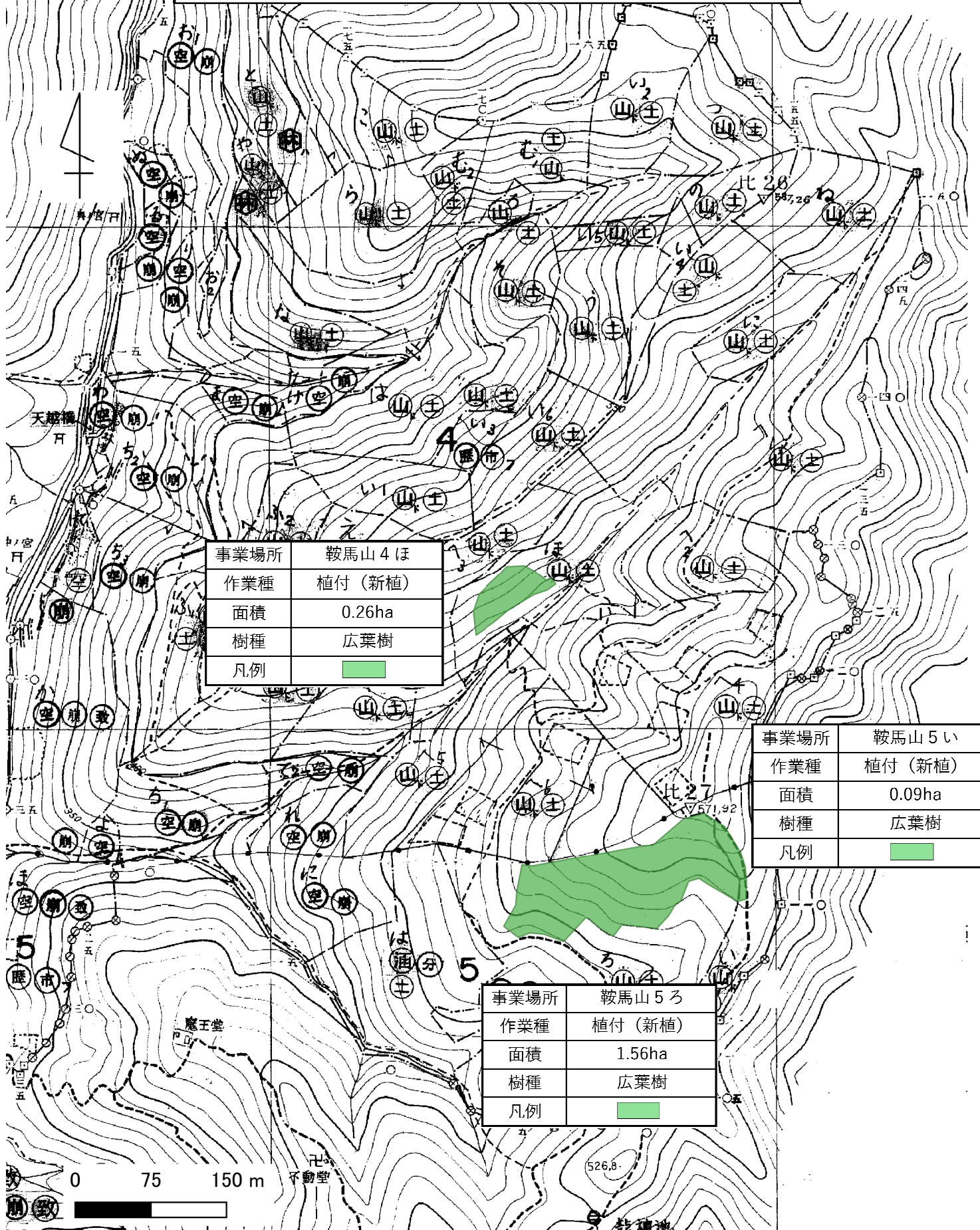
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無 他事業名（署名・物件名）
- 6 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 7 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。

なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 8 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 9 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。

また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

鞍馬山国有林森林整備事業（造林） 位置図

縮尺1 : 5,000



事業場所	鞍馬山4ほ
作業種	植付（新植）
面積	0.26ha
樹種	広葉樹
凡例	

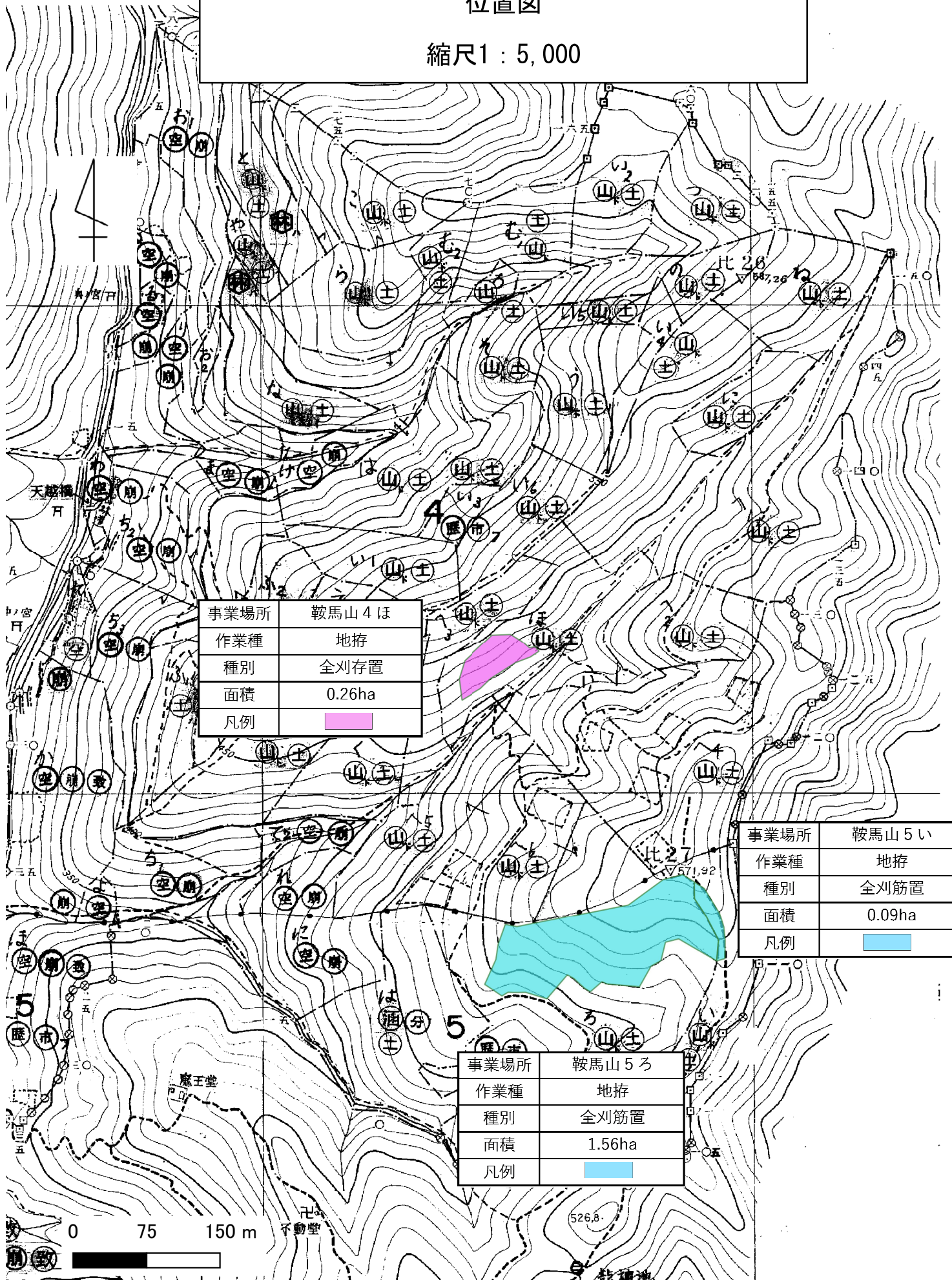
事業場所	鞍馬山5い
作業種	植付（新植）
面積	0.09ha
樹種	広葉樹
凡例	


事業場所	鞍馬山5ろ
作業種	植付（新植）
面積	1.56ha
樹種	広葉樹
凡例	

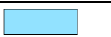
0 75 150 m

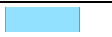
鞍馬山国有林森林整備事業（造林） 位置図

縮尺1 : 5,000



事業場所	鞍馬山4ほ
作業種	地拵
種別	全刈存置
面積	0.26ha
凡例	

事業場所	鞍馬山5い
作業種	地拵
種別	全刈筋置
面積	0.09ha
凡例	

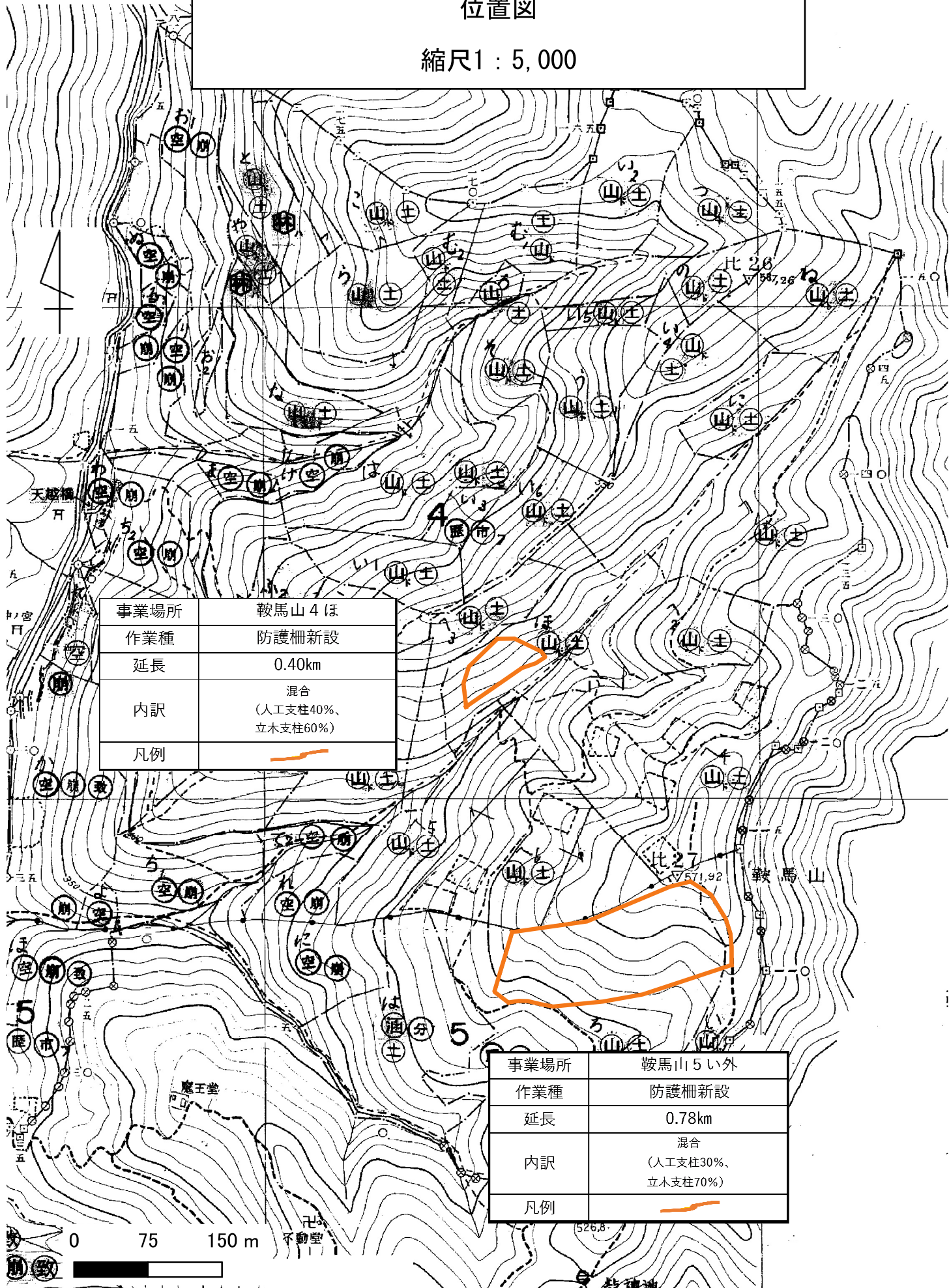
事業場所	鞍馬山5ろ
作業種	地拵
種別	全刈筋置
面積	1.56ha
凡例	

0 75 150 m



鞍馬山国有林森林整備事業（造林） 位置図

縮尺1 : 5,000



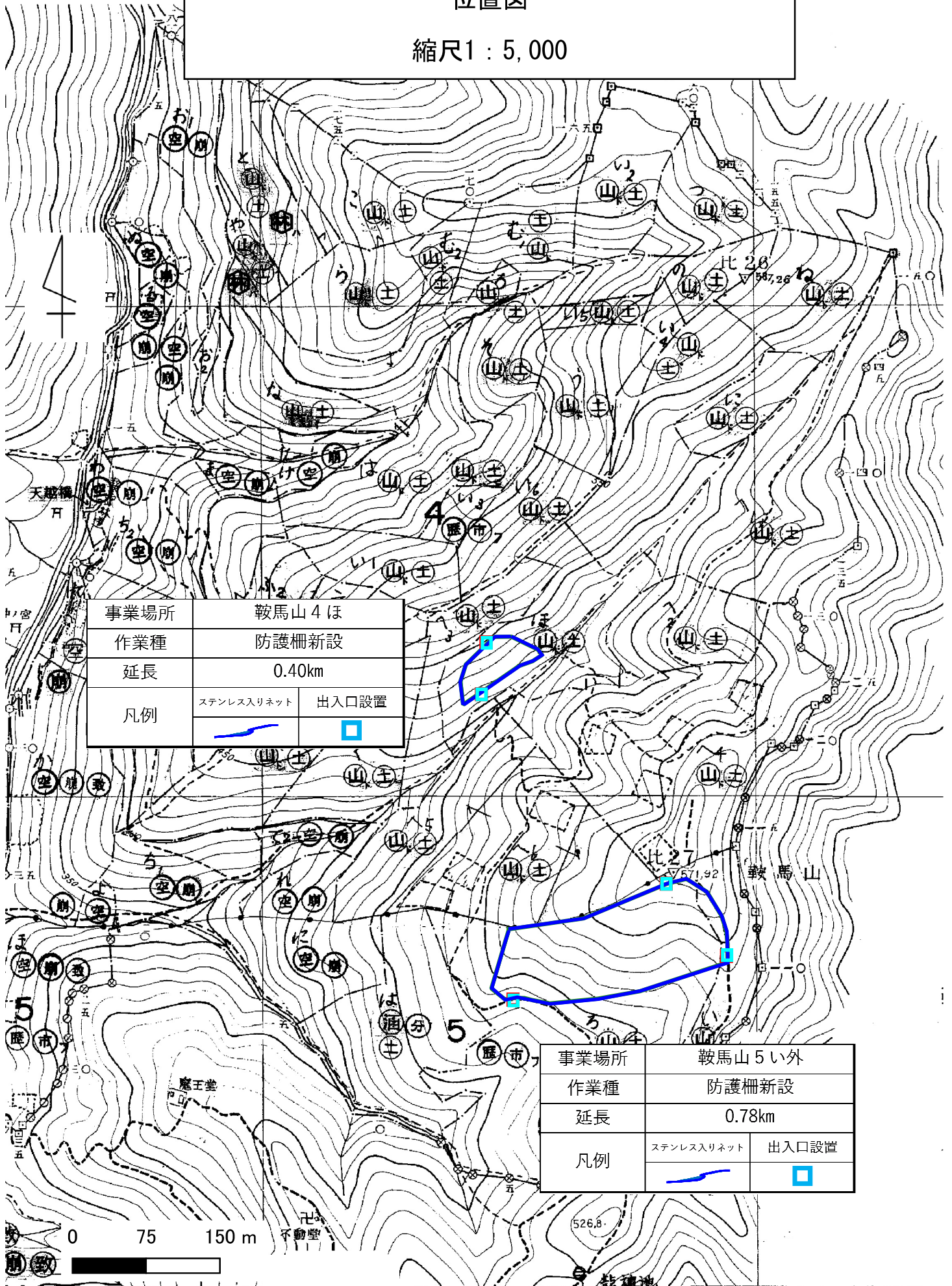
事業場所	鞍馬山4ほ
作業種	防護柵新設
延長	0.40km
内訳	混合 (人工支柱40%、 立木支柱60%)
凡例	

事業場所	鞍馬山5い外
作業種	防護柵新設
延長	0.78km
内訳	混合 (人工支柱30%、 立木支柱70%)
凡例	

0 75 150 m

鞍馬山国有林森林整備事業（造林） 位置図

縮尺1 : 5,000



事業場所	鞍馬山4ほ	
作業種	防護柵新設	
延長	0.40km	
凡例	ステンレス入りネット	出入口設置

事業場所	鞍馬山5い外	
作業種	防護柵新設	
延長	0.78km	
凡例	ステンレス入りネット	出入口設置

0 75 150 m

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名			事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)			時 分	天候		
災害発生状況・原因	<p>①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。</p>						
被害状況	<p>人的被害・物的被害を記載</p>						
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)	性別		職種
	連絡先	(TEL)				経験 年数	
	傷病名	傷病 部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災 場所	
今後の対策							
所見・状況							

契約情報の公表様式

鞍馬山国有林森林整備事業（造林）

京都大阪森林管理事務所

作業種	国有林	林小班	数量	事業期間	林分条件		作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復)	通勤時間 (往復)	通勤起点	
地拵	鞍馬山	4ほ	0.26 ha	契約締結の翌日 ～ 令和9年3月5日	中100%	機械・人力	9.4	64分	左京区役所 静市出張所	
		5い	0.09 ha		難100%	機械・人力	9.4	92分	左京区役所 静市出張所	
		5ろ	1.56 ha		難100%	機械・人力	9.4	85分	左京区役所 静市出張所	
計		1.91 ha								
植付 (新植)	鞍馬山	4ほ	0.26 ha		契約締結の翌日 ～ 令和9年3月5日	中100%	人力	9.4	64分	左京区役所 静市出張所
		5い	0.09 ha			難100%	人力	9.4	92分	左京区役所 静市出張所
		5ろ	1.56 ha			難100%	人力	9.4	85分	左京区役所 静市出張所
計		1.91 ha								
防護柵新設	鞍馬山	4ほ	0.40 km			契約締結の翌日 ～ 令和9年3月5日	中100%	人力	9.4	64分
		5い外	0.78 km	中100%			人力	9.4	85分	左京区役所 静市出張所
計		1.18 km								

注1： 人員輸送距離については、往復の距離（単位：km）とする。

2： 通勤時間については、往復の時間（単位：分）とする。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

鞍馬山国有林森林整備事業（造林）
現場説明会集合場所位置図

場所：京都市左京区鞍馬本町
鞍馬山国有林4ほ林小班外

